ワ　ヲの送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

360／A度

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とし、1を下回るときは1とする。

カ　搬送波の周波数から二〇MHz離れた周波数及び四〇MHz以上離れた単位無線チャネルの搬送波の周波数（二以上の単位無線チャネルを一の無線チャネルとして使用するものにあつては、次の式により求められる値の周波数）の（±）九MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波のものよりそれぞれ二五デシベル及び四〇デシベル以上低い値であること。ただし、次の表の周波数帯においては、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、次の表の値であること。

20＋10（n－1）MHz及び40＋10（n－1）MHz以上

nは、同時に使用する単位無線チャネルの数とする。

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
二四・七〇五GHz以上二四・七四GHz未満及び二五・二六GHzを超え二五・二九五GHz以下	一マイクロワット以下

⑵　二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。ただし、一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得二・一四デシベルの空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット（同時に四以上の単位無線チャネルを使用するものにあつては、等価等方輻射電力が絶対利得二・一四デシベルの空中線に平均電力が一〇ミリワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができる。

ワ　ヲ⑴の送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、次の式により求められる値を超えないこと。

360／A度

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を絶対利得2.14デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とし、1を下回るときは1とする。

カ　［同上］

［同左］

周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
二四・七〇五GHz以上二四・七四GHz未満、二五・二六GHzを超え二五・二九五GHz以下、二六・九五五GHz以上二六・九九GHz未満及び二七・四九GHzを超え二七・五二五GHz以下	一マイクロワット以下